

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月27日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	113-5-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/ict/2016111500030">https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/ict/2016111500030</a>

執行機関名 徳島県知事

知事等(教育委員会)が行う私立中学校等修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第八の項 私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	徳島県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	この補助金は、知事が、 <u>私立小中学校等に通う児童生徒</u> (以下「生徒等」という。)への授業料負担を軽減するための支援を行うことにより、生徒等の私立の小中学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		徳島県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱